

「人クローン個体の生成を禁止する国際条約に関するアドホック委員会
(Ad Hoc Committee on an International Convention against
Reproductive Cloning of Human Beings)」の結果について

平成 14 年 3 月 15 日
文 部 科 学 省
生命倫理安全対策室

1 . 日時 平成 14 年 2 月 25 日 ~ 3 月 1 日

2 . 場所 ニューヨーク国連本部

3 . 出席者 本村国連代表部大使の他、文部科学省、外務省、代表部の担当官

4 . 経緯及び背景

クローン人間を産生する計画を表明している科学者や宗教団体が存在することから、国際社会において懸念の声が高まっている。このようなことを背景に、昨年、独仏が国連の場でクローン人間産生を禁止する国際条約策定を検討することを提案した。

5 . 概要

(1) 専門的な内容であるため、初日に専門家によるプレゼンテーションが行われた。

Prof. Cesar Nombela スペイン ; 最近のライフサイエンスの状況、特にクローン技術について説明

Dr. Fernando Zegers- Hochschild チリ ; 最近の生殖補助医療について説明

Prof. Arthur Caplan 米国 ; クローン技術について説明

Prof. Leonardo De Castro フィリピン ; クローン人間産生に関する倫理的問題について説明

Dr. Carmel Shalev イスラエル ; ヒトゲノム宣言等国際文書を参照しつつ、クローン人間産生に関する倫理的・法的問題について説明

(2) 議論

我が国は各国に先駆け、第一番目に本村大使からステートメントを発表した。クローン人間の作成は禁止されるべきであり、我が国では国内法を措置したこと、このアドホック委員会においては、クローン技術を応用した胚の取扱(therapeutic cloning)については、多様な考えがあり、見解の集約までに時間がかかることから、多くの国が直ちに賛同できるクローン人間産生禁止(Reproductive cloning 禁止)に限って検討するべきとの内容(独仏の提案を支持)。

米国、バチカン、スペイン、コスタリカ等は、クローン人間産生禁止のみならず、クローン技術を応用した胚(therapeutic cloning)の作成禁止も含めるべきと主張した。その理由として、クローン技術を応用して作成した胚も生命であり、その利用は認められないこと、胚の作成を認めれば、クローン人間の產生の蓋然性が高まることを主張。

他の多くの国(英、蘭、ノルウェー、中国、韓国)等は、我が国と同様、独仏の提案を支持し、検討をクローン人間産生禁止に限定するべきとの考えを示していた。クローン胚については、それぞれの国で規制することができるし、また、国連でクローン胚についてまで検討の対象とすると合意にいたるまで長時間が必要。

今回は最初の会議であり、特定の方向に結論をもっていくのではなく、各国の意見等を出し合うという性格の会合であった。

(3) 今後の予定

本年9月23～27日、本件に関する作業部会をニューヨーク国連本部で開催。